

議員提出第三十五号議案

書 軽油引取税の課税免除措置の恒久化及び燃油価格高騰対策の強化を求める意見

軽油引取税については、平成二十一年度の税制改正により、道路特定財源としての目的税から普通税に変更されたことに伴い、道路使用に直接関係しない用途に係るものについても課税対象となったが、特例措置として農林業用機械の動力源、鉱物の採掘事業用機械の動力源、船舶や鉄道車両の動力源などの特定の用途に使用される場合においては、限定的に課税免除措置が認められてきたところであり、平成二十七年三月末にその適用期限を迎える。

本県の農林漁業者及び採石事業者等は、円安による燃油や資材価格の高騰に加え、消費や需要の減退による価格低迷など、経営環境は極めて厳しい状況が続く中、自助努力によるコスト削減に日々努力を重ねているが、これ以上の負担増となれば、廃業や倒産により地域経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念される場所である。

また、トラック運送事業者においては、燃油価格の高騰や高額な高速道路利用料等により膨大なコスト増を強いられており、そのほとんどが経営基盤の脆弱な中小・零細事業者で厳しい競争環境にあることから、これらを運賃に転嫁することが困難な状況である。物流産業は、県民生活の向上及び円滑な産業活動を支えるとともに、災害時には被災地への救援物資の搬送を担うなど公共性が高く、地域にとって欠かすことができない社会的基盤であるとと言える。

よって、国会及び政府におかれては、各産業分野の保護・振興及び地域経済の維持発展を図る観点から、以下の対策を講ずるよう強く要望する。

- 一 農林漁業者及び採石事業者等の経営の安定並びに地域経済の維持発展に資するため、平成二十七年三月で適用期限を迎える軽油引取税の免税措置を恒久化すること。
- 二 トラック運送事業者に対する軽油価格高騰対策として、旧暫定税率の廃止又は燃料価格高騰時における旧暫定税率の課税停止措置を発動すること。
- 三 国は税率引き下げにより地方が失う財源に代替する財源を確保すること。
- 四 高速道路料金における大口・多頻度割引の割引率を平成二十七年度以降も継続すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年十二月十二日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長	山崎正昭殿
参議院議長	安倍晋三殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
財務大臣	高市早苗殿
総務大臣	西川公也殿
農林水産大臣	宮沢洋一殿
経済産業大臣	宮沢洋一殿
国土交通大臣	太田昭宏殿